

# 2010 年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項

## 専修学校留学生

日本政府文部科学省は、2010 年度日本政府(文部科学省)奨学金により、日本の専修学校において勉学する外国人留学生を下記により募集する。

記

### 1. 募集分野

専修学校留学生として日本での勉学を希望する者については、以下の(1)～(14)の中から専攻分野を選択すること。

- (1) 土木 (2) 建築 (3) 電気工学 (4) 電子工学 (5) 電気通信 (6) 栄養学 (7) 幼児保育  
(8) 秘書 (9) ホテル (10) 観光 (11) 服飾 (12) デザイン (13) 写真 (14) その他

(注1)「(14) その他」を希望する者は、申請書の「日本での専攻希望分野」欄にどのような分野を希望するのか詳細かつ具体的に記入すること。

(注2)「(14) その他」の専攻を希望する者は、その専攻(「農業」、「看護」等)によっては受入れ学校がない等の理由により受入れが困難な場合がある。

(注3)「(14) その他」の専攻については、修業年限が奨学金支給期間を上回るため、採用が出来ない場合があることから注意すること。

### 2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国籍：日本国政府と国交のある国のものを有すること。その際、無国籍者についても対象とする。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。なお、選考は応募者が国籍を有する国に所在する日本大使館等(以下、「在外公館」という。)で行う。(兼轄が生じている地域についてはこの限りではない。)
- (2) 年齢：1988年4月2日から1993年4月1日までの間に出生した者。
- (3) 学歴：学校教育における12年の課程を修了した者又は日本の高等学校に対応する学校の課程を修了した者。  
(2010年3月までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。)
- (4) 日本語：日本語を学習し、かつ日本語で専修学校(専門課程)での教育を受けようとする者。
- (5) 健康：心身ともに学校における学業に支障がない者。
- (6) 渡日時期：原則として2010年4月1日から4月7日までの定められた時期に必ず出国し、日本到着可能な者。(定められた時期に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない)
- (7) 査証取得：渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。「留学」以外の査証又は在留資格をもって渡日する者は日本政府奨学金留学生の資格は有しない。また、本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。)
- (8) 次に掲げる者については採用しない。  
① 現役軍人又は軍属の資格の者。  
② 日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関を含む。)から奨学金等を受給する者。  
③ 過去に日本政府奨学金留学生であった者で、前回、本奨学金の支給を受けた最後の月の翌月1日から起算して、2010年4月1日現在で3年未満の者。  
④ 既に、在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における申請時から奨学金支給期間開始前までに既に私費外国人留学生として本邦大学等に在籍又は在籍予定の者。

### 3. 奨学金支給期間

2010年4月から2013年3月までの3年間(渡日直後から1年間の日本語等予備教育を含む。)とする。

(注) 専修学校卒業後、大学の第3学年に編入学を許可された者で、一定の基準を満たす特に成績優秀な者について、審査の上、奨学金支給期間の延長を認めることがある。

### 4. 奨学金等

- (1) 奨学金：2008年度予算においては月額125,000円(特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により、金額が変更となる場合がある。)を支給する。ただし、専修学校又は日本語等予備教育機関を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給しない。  
なお、次の場合には、奨学金の支給を取り止める。  
① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。  
② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。  
③ 専修学校又は日本語等予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。  
④ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内の卒業修了が不可能であることが確定したとき。  
⑤ 入管法別表第一の四に定める在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。  
⑥ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。

#### (2) 旅費

- ① 渡日旅費：文部科学省は、旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地の最寄りの国際空港から成田国際空港(または予備教育機関が通常の経路で使用する国際空港。)までの下級航空券を交付する。なお、渡日する

留学生の居住地から最寄り国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする。（「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された住所とする。）また、国籍国以外からの航空券は支給しない。なお、2010年3月31日以前に渡日する場合の渡日旅費は支給しない。

- ② 帰国旅費：奨学金支給期間終了月内に帰国する者については、本人の申請に基づき、成田国際空港（または配置学校が通常の経路で使用する国際空港。）から当該学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

（注）渡日及び帰国旅行の際の保険金は、留学生の自己負担とする。また、出発及び到着空港は留学生が国籍を有する国の空港に限る。

- (3) 授業料等：専修学校における入学検定料、入学金及び授業料は日本政府が負担する。

## 5. 選 考

- (1) 日本政府在外公館は、当該国政府の協力を得て、申請書類、面接及び学科試験により第1次選考を行う。学科試験については、日本語、英語、数学の3科目を全員が必ず受験する。
- (2) 第1次選考の結果については、在外公館が別途指定する日に通知する。
- (3) この第1次選考合格者は、文部科学省に推薦される。
- (4) 文部科学省はこの推薦された候補者について最終選考を行い採用者を選定する。

## 6. 教育内容等

- (1) 予備教育の内容：最初の1年間、文部科学省が指定する予備教育機関に入学し、専修学校進学のために集中的な日本語教育その他の予備教育を受ける。予備教育の修学年数は1年間であり、授業の内容は、日本語教育を中心として日本事情等である。予備教育機関において所定の課程の修了が不可能と判断された場合は、専修学校への進学はできないので注意すること。（修了が不可能と判断された時点で帰国することとなる。）
- (2) 専修学校への進学：予備教育を修了した者は、文部科学省の指定する専修学校へ進学する。進学する専修学校は、文部科学省と関係専修学校が協議して決定する。この決定に対する異議の申し立ては認めない。
- (3) 卒業等：専修学校のうち、高等学校卒業を入学資格とする専門課程に入学し、2年間の専門教育を受けて卒業する。卒業した者には、卒業証書が授与される。
- (4) 授業の使用言語：学校での授業は、日本語で行われる。
- (5) 専攻分野の変更：原則として専攻分野の変更は認めない。

## 7. 応募手続

応募者は、下記の書類を、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

- |  | (正本) | (写し)     |
|--|------|----------|
| (1) 申請書(所定の用紙による) .....  | 2    |          |
| (2) 写真(最近6カ月以内に撮影したもので4.5×3.5cm 上半身・正面・脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に添付のこと) ..... | 2葉   | (申請書に貼付) |
| (3) 最終3年間の学業成績証明書 .....  | 1    | 1        |
| (4) 最終出身学校の長又は担任教員の推薦状 .....   | 1    | 1        |
| (5) 最終出身学校の卒業証明書(卒業見込みの者は卒業見込証明書) .....                                      | 1    | 1        |
| (6) 大学入学資格等認定試験合格証明書(該当者のみ) .....  | 1    | 1        |
| (7) 在学証明書(大学等に在学中の者) .....   | 1    | 1        |
| (8) 健康診断書(所定の用紙による。) .....   | 1    | 1        |

(注1) これらの書類は、日本語又は英語により作成し、他の言語によるものについては、日本語又は英語の訳文を添付すること。

(注2) ⑤、⑥については、卒業証書及び合格証書の写しでもよい。ただし、当該出身学校、試験執行機関等による確認証明を付すこと。

(注3) 上記の申請書がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。

## 8. 注 意 事 項

- (1) 留学生は、渡日に先立ち、日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、専修学校の状況等について、あらかじめ承知しておくこと。
- (2) 渡日後、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を約1,500アメリカドル程度用意すること。
- (3) 宿舎について
  - ① 渡日当初の1年間、原則として、「(独)日本学生支援機構」の運営する留学生宿舎又は留学生が在学する日本語等予備教育機関の宿舎に入居することができる。
  - ② 専修学校進学後は、原則として、留学生会館に引続き入居するか、「(独)日本学生支援機構」又は各専修学校があっせんする宿舎に入居することができる。
- (4) この要項に記載してある事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。